

令和元年

第 4 回 東 栄 町 議 会 臨 時 会

会 議 録

令和元年 8 月 2 日 (金)

令和元年第4回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和元年8月2日(金) 開会 午前10時00分
閉会 午前 9時45分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 65号 東栄町同報系・移動系防災行政無線設備及び映像配信システム整備
工事請負契約について
日程第 4 議案第 66号 小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について
日程第 5 議案第 67号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 6 同意案第4号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員数は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『令和元年第4回東栄町議会臨時会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により「3番、山本典式君」「7番、伊藤紋次君」の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生議員）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日限りといたします。

----- 議案第65号 -----

議長（原田安生君）

日程第3、議案第65号『東栄町同報系・移動系防災行政無線設備及び映像配信システム整備工事請負契約について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。一枚めくっていただきまして、議案第 65 号 東栄町同報系・移動系防災行政無線設備及び映像配信システム整備工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 2 条の規定により議決を求める。令和元年 8 月 2 日提出、東栄町長 村上孝治。

記。1 契約の目的、東栄町同報系・移動系防災行政無線設備及び映像配信システム整備。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、569,800,000 円。4 契約の相手方、名古屋市中村区本陣通 4 丁目 48、朝日電気工業株式会社、代表取締役 恒川純次。以上です。

一枚はねていただきまして、参考資料を載せてあります。3 番のところですが、入札日、令和元年 7 月 30 日に入札を行いました。6 番ですが、指名業者 10 社でございます。以下、業者名を載せてあります。請負率でございますが、入札の結果、98.1%となりました。工事の概要ですが、一番下の行です。業務期間、議決の日から令和 3 年 3 月 10 日までとなります。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 65 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

こうした契約案件も、この参考資料をこうしてつけていただいて、だいぶ我々も分かりやすくなりました。以前はこれが無かったですからね。分かりやすくなりました。そこで、2、3 個お聞きします。5 番目の契約金額ですが、こここのところに予定価格があるんですが、この 580,558,000 円。これは予算説明のときに予算そのものなんですが、これは予定価格とは違うと思うんですね。予定価格が我々にも漏れたりしたら大変なことです。その辺のところちょっと説明願いますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

この予定価格 580,558,000 円でございますが、設計額と同額となります。予算の額ですが、実際入札となりますと、税抜きで出しますので調書自体予定価格は 580,558,000 円となります。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

そうすると予算額と一緒にだったということですか。たまたまですか、これは。たまたま一緒になったということですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

たまたまと言いますか、予算額と設計額と一緒にになります。設計額イコール予算額でございますので、一緒です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

そうすると議員も予定価格をその場で分かっとなったわけになりますね。傍聴におれば分かるということですね。そういうもんなんですかね。その辺ちょっと分からなかったんですけど。落札率が98.1ということは一緒ですね、これと。一緒ぐらいになります。そんなふうに思いましたけど、そういうことですか。

はい、それでもう1点ですが、指名業者10社、これは十分なスキルや実績のあるところを選ぶと思うんですけど、建築案件なんかと違って特殊な事業なんですけど、10社というのはどういう、ここで選定しとるわけなんですか。その辺のところをお聞きします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

入札前に約2週間、半月前位に、指名審査会という会議を必ず開きます。メンバーは副町長、教育長、そして私と財政担当と案件のある課長、各課長ですね。このメンバーによりまして、指名審査会を行います。この案件につきましては、7月11日に指名審査会を開きました。財政担当が指名の願いの出ている各業務ごとの名簿を抽出して、これに基づいてどこの業者がいいとか実績があるということを慎重審議させていただきまして、この10社に選定いたしました。私ども、どの業者がっていうのがなかなか難しいものですから、設計業者にお伺いしまして、実績のある業者、よく工事をやる業者ですとか、信頼をおける業者、それをお伺いしまして、審査会に諮り10社ということで決定させていただきました。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

それで10社選んだんですけど、参加が4社ですか、6社が辞退された。大きなところが辞退されとるんですね。これは10社呼んで説明会をやるのか、それか仕様書だけを送って仕様書を見て辞退してくるのか。その辺のところをお聞きします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

まあ最後でいいですか。

（「はい」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

こちらで10社を選択いたしました。指名通知という通知を出します。その結果、こちらから担当課になるのですが、仕様書と金抜き設計書を送りまして、そこで業者はいろいろ見積もるわけですが、その過程で業者の都合がありまして、この2年間他の業務を抱えているですとか、

この仕様はうちでは受けられないというような感じで辞退される業者も出てまいります。以上です。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今回 569,800,000 円の工事の契約ですね。これまでも発言してきますように、防災行政無線をデジタルで整備するというのは、当然自治体としてやるべきことであり、それが東栄町の中洲の中だと、そういう点ではこの事業を進めることについては賛成です。同時に、この整備工事一式という中で、これまで指摘してきたように映像配信という新しいシステムに挑戦するようなこともあるわけですが、実際に災害時にいわゆる弱い立場の障害のある方やご高齢の方等、それから小さなお子様が見えるとかそういうところも含めて、しっかり防災時の情報を伝達するんだと、これは基本の基ですよ。映像のところ、テレビ画面を通じてというのを基本にしているわけですが、その際にもう1つの戸別の受信システム。これをやはり同時に並行して整備していくと、必要な人たちにはこういう仕組みの提供をしていくんだということは極めて大事だと思うんですね。例えば停電時にどうするのか。非常発電装置を全ての方が使えるのかどうかは分からないということもありますし、屋外の無線の設置はたくさんある、増えたわけですが、それはいいわけですが、暴風時にそれが聞けるかどうかという点があります。そういう点では引き続き、戸別の受信ができる仕組み、これを保障することは極めて大事だと思いますが、そういう点を含めてこの整備工事一式の中に検討されてるかどうか。その辺の回答をお願いいたします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

戸別受信機でございますが、今の仕様の中には入っておりません。基本的に屋外子局 30 機あるわけですが、ここからの放送と、地デジのテレビに映し出す画像、これが基本となります。以上です。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

以前の質問のところ、それも検討していくといくような回答があったと思うんですね。ですから当然、ベース部分は映像システムだとしてもサブとしてそれをちゃんとやるのは自治体の責任だと思うんですね。つまり、自治体においては全ての住民の皆さんの生命、財産を守るのは、基本的に災害時における自治体の責務ですから、この点を考えた時に、災害時の情報を全ての方に提供できることをなるべく担保していく、最大限進めて行く。これは前提だと思うんですね。それからこの検討をどこかの中で足していくということはあって然るべきで、それも一切ないということなんですか。それとも、しかし基本として出しているけども、それも今後の中でやっていく。加えて言うなら、地域包括ケアシステムをやっていくということはどういうことでもあるんですね。もしこれで検討しないと言うならば、地域包括ケアシステム自身をある一面ではないがしろにしていると言わざるを得ないわけですが、その辺どうでしょうか。

(「議長、副町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回の工事につきましては、純粹にこの間お示しした、説明したものを今回の工事の中でやるということでございます。前回の議会の中でも、今後そういったことも含めて検討していくというのは、やはりこの中でやっていくのではなくて、やはり我々が内部で検討したり、それから今までこれやってきた中にいろんなデータの受信とか含めてやってますので、それからこの2年間かけてやります。その中で、映像配信システムが来年4月から始まる、それからアナログはまだ2年間続くわけです。デジタルができるのが令和3年ですので、そういった中でしっかり我々も検証していきながら、それから戸別受信機は置くのがいいのか、あるいはこの中のいろんな仕組みがございます。自主防災会も含めて、いろんな仕組みの中でこういった形で災害時の時とか非常時に伝えることがいいのかということも含めて検討して行って、それでもやはりそういったところに戸別受信機を置く必要があるなら、そういったこともまた予算的にもお願いしながらということをしていきたいと思っておりますので、今回やらないわけではなくて、これはこれで工事は進めるということで、今回お願いしたものでありますので、よろしく願いいたします。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

いずれにしても、これに付随して同時進行含めてこの検討、工事の準備期間含めて検討することだと思っております。やはりそういう点ではぜひ進めて欲しいと思いますが、具体的に検証した結果、それがどうかというような話のくだりがありました。これは、災害というのはいわゆる改めて言うまでもなく想定外ということを常に意識しながら、最大限そこまで視野に入れなくちゃいけないわけですね。ですから、通常平時のところの検証というところを超えていくわけですから、基本的にどこにいても、極端にはどこにいても誰でも情報にアクセスでき、災害情報に接することができる。そして、自助共助の行動がとれるということも保障する前提で、自助共助があると言っているのに情報がいかなかったら自助もできないわけですよ。ここところは、基本的な部分として認識はそういう理解でしていきたいと思っておりますし、そういうことを検討していくという前提ならば、私はこの件については賛成できますが、もしないとするならば、これはせっかくこれだけの費用をかけて、まさしく災害時の弱い人の立場に手が届かないとするなら、これは大きな問題だと思います。その点を含めて、ぜひ今後の中でこれは必ずやってほしい。これはより最大限の想像力を働かせて具体化させてほしい。特に福祉分野の皆さん、さっき地域包括ケアシステムを言いました。福祉分野の皆さんの状況の声を聞きながら進める。単純に要するに、役場の中のある意味カットセクションの中での検討じゃなくて、その現場の人たちの声をしっかり聞いて反映していく。これをぜひ求めたいと思っております。いいでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど申しましたが、映像配信システムは2年間の事業でございますが、1年間で整備してそういったことを来年の4月から行っていきます。そういった伝達の仕方とか、それから先ほど申しましたように、アナログはまだデジタルができるまでは並行していくわけでありまして。

そうした中でどういった方法がいいのかとか、あるいは今の情報化の時代の中で、高齢者の方やそういった福祉に手を携わなきゃいけない方についてのことはそれもありますので、いろんな状況があるかと思しますので、そういったいろんなケースを考えながら、どういった伝え方がいいのかということ、やはりその中でしっかりと検討していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長、2番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

まず最初に、今5番が言われた議論というのは予算をするときにすべき議論であって、本日ここに提案されているのは契約の金額の問題ですので、いささか場が違うというふうに私は感じます。あえて私もこのことについて言わせていただくと、それは確かに発電機や受信機があればあった方がいい、ないよりあった方がいいことはいっぱいあると思います。であるなら、急傾斜地を全部コンクリートで固めて、全部の家が安心して暮らせるようにすべきだと、そういうこと議論は一緒だと思います。従って、やっぱり公金を使う以上、必要最低限でことを進めるべきであって、もちろんそりゃ全部の家庭に障害者ばかりでなくて、一般の家庭すべてに発電機のないところには配っていただけなのがそりゃ一番いいと思いますが、やはり財源という問題があります。従って、そういった議論はまず予算のときにしっかり議論すべきであって、私は先ほど議員の意見と全く反対ですので、変なふうに暴走しないようお願いをしておきたいというふうに思ひまして、特に答弁は結構です。

議長（原田安生君）

質疑ではないということで、はい。

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

私の質疑が不適切であると議長がご判断されたら、その旨お知らせいただきたいと思うんですけども、6月議会が終わってから中日新聞の7月10日付にてこの取り組みが県下初の取り組みだというふうに報じられました。東栄町の今回の防災行政無線のテレビ配信ですが、過疎地における回覧板の役割も担うということです。また戸別受信機の聞きづらさを補うとしています。町長は、将来は動画配信も取り入れたいとここにおっしゃったということで書いています。そこで確認させていただきたいのですが、この契約で肝心の災害状況というのは、テレビを通して文字でテロップで受信できるほかに、音声での受信もできるのでしょうか。お願いします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今の仕様でありますと、音声は出ない静止画ですね。文字放送です。技術的には可能だそうですので、今言いますように今の仕様だと文字そのものです。以上です。

(「議長、4番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

仮契約と言うんですかね、今回この契約をするという朝日電気工業株式会社のホームページを見ますと、愛知県では大治町の施行令が載っています。屋外スピーカーと戸別受信機を設置というふうに出ていますので、実績のある会社だというふうには思いますけれども、そこで昨日、大治町の防災機器管理課というところに問い合わせをしました。担当者へ平成28年にデジタル化をし、屋外スピーカー40機、学校や役場内など公共機関に戸別受信機30台を設置したといいます。昼と夜にチャイムを鳴らして、常にテストをしている。しかし、町民世帯には戸別受信機を予算上設置できないということで、テレビ配信も行っていない。町民からは、デジタル化しても屋外スピーカーでは聞きづらいという声があるとされました。

2点改めて確認させてください。今回の東栄町の防災行政情報の映像配信なんですが、6月議会でも質疑を出されていたかと思うんですけれども、停電時は機能するのか機能しないのかという問題。2点目は、広報とうえいの7月号に書かれているように、今後の調査次第では、屋外スピーカー30基でカバーできない地域が出てくる可能性があるかと理解して良いか。その2点です。お願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

まず屋外スピーカーの件ですが、実施設計の段階で全ての地区に電波伝達の調査を行いました。調査結果におきますと電波は必ず届くということと、スピーカーの性能も私どもが行きまして実際に聞いてみたりしました。しかしながら、各地区で実際に屋外子局を建てて放送したわけではありませんが、計算上は今のシステムよりはかなり遠くまでクリアな音声で聞こえることの報告は受けております。戸別受信機の件です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

すみません、お尋ねしたのは停電時に機能するかという点でした。

総務課長（内藤敏行君）

屋外スピーカーは停電時でも機能します。ただテレビにつきましては、テレビ自体が停電で映りませんので、そこは機能いたしません。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

まだ終わっていないので、4番。

2番（森田昭夫君）

これだけおかしいんじゃないですか。予算の内容じゃない。予算の審議をしたときに聞いた話だし、回答もあったし、予算の審議する時に聞くべき。

議長（原田安生君）

2番、指名してからしゃべってください。

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

ご回答ありがとうございます。私は先ほど5番議員さんおっしゃられたように、防災行政無

線の第一の役割というのは、町内に住む全ての方の命と暮らし、財産を守るために、停電を伴う大規模災害時にも正確な災害情報が、全ての町民に届けられることだと思います。その点でやはり、5番議員さんおっしゃるように戸別受信機というのを提供・普及することが大切だと考えて、この点要望いたします。以上です。

議長（原田安生君）

今の関係には回答はいりませんか。

（「はい」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

はい、先ほども言いましたけども、予算の、この議会の進行としておかしいと思います。今回は契約のことについて賛否を問うものでございますので、予算の審議をするときに聞いたような話、同じような質問、あるいは予算の審議の時にきっちりやるべきことを、今契約の問題で審議すべきことではないと思います。従って、正確な議会運営をお願いしたいと思ひますし、議員もそのようにきちんと勉強すべきだと考えますので、お願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、特に無いようですので、質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。反対ですね。

（「はい」の声あり）

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対の立場で討論いたします。

私は6月議会の委員会表決で、防災行政無線の必要性を考えて、内容・金額について賛成いたしました。しかし、6月議会の後、大雨などで停電が起こったこと、また広報とうえいを読まれた町民の皆さんから貴重な意見をいただきまして、改めて行政防災無線の役割と機能を勉強し直すことになりました。そうすると、全町民の命と暮らし、財産を守るために大規模災害による停電時、また豪雨・強風など悪天候のときの対応のために、乾電池で音声の自動受信ができる戸別受信機の必要性というのを強く認識したものです。

今回東栄町が契約するという朝日電気のホームページを見ますと、先ほども言いましたが、愛知県大治町の防災行政無線の施行例が掲載されています。担当者によりますと、28年度に屋外スピーカー40機、戸別受信機は公共施設中心に30個を設置したとのこと。しかし、「デジタル化で音がクリアになったが、依然として聞きづらいという苦情がある。戸別受信機を全世帯に配布したいが予算上できない」と話されました。この間私のもとには、複数の町民から停電時の対応を不安視する意見をいただいています。つまり、停電したらテレビでは災害情報を受信できないという声です。

総務省の研究調査、災害情報伝達の最近の動向を読みますと、災害時に防災行政無線が聞こえたと回答したのは、東日本大震災では4割の人、熊本地震では約3割の人にとどまりました。屋外スピーカーということですね。大治町は、東栄町と比べて面積で言うと20分の1という小さな町です。そこで東栄町以上に多い40機の屋外スピーカーを設置していても、聞きづらいという状況が実際にあるわけ。東栄町はさらに起伏の激しい山間地でありまして、集落・建

物は山深くに点在しております。デジタル化で聞こえやすくなるとおっしゃいますけども、私は大規模な停電時の対応を屋外スピーカーのみに頼るとするのは危険だと考えます。総務省は、ご高齢の方のうち携帯電話を使っていない人が4割程度いると推計して、戸別受信機の普及を推奨しています。より安い価格で販売できる受信機の開発をメーカーなどと話し合っていると云います。私は特に高齢者の多い東栄町では、従来どおり戸別受信機による自動音声受信が求められると思うんです。現在、仮契約の段階だと思うんですけども、私は先ほどの質疑で分かりましたように、この戸別受信機の設置が検討が具体的でないということが問題だと思います。停電時に使用できないテレビ配信の重要性は低いと考えます。そして災害情報の伝達手段は、屋外スピーカーと戸別受信機という構成で、今一度再検討すべきでないかと考えるに至りました。

高齢者世帯や屋外スピーカーから遠く離れた地域にお住まいの世帯に対して、戸別受信機の貸し出しであるとか助成の制度を合わせて議論することでなければ、来るべき南海トラフ巨大地震に十分な対応はできないと訴えまして、反対討論といたします。以上です。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

この事業は、国の政策でもあって、そしてまた町民の安全・安心をさらに高めていくことだとそんなふうに思います。そしてまた、予算もとおって議決をされて、この入札についても問題がないということでございます。そしてまた、今日の質疑にございましたようなことも、これだけの特殊な大事業です。全て100点で進んでいくとは思いません。また、運用に入ってから修正したり不具合を直していくようなことも出てくるとも思います。そういうようなことで、私は本予算に賛成です。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で討論を終わります。これより、議案第65号『東栄町同報系・移動系防災行政無線設備及び映像配信システム整備工事請負契約について』の件を「挙手」により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、「挙手」をお願いいたします。

（賛成者 6名）

議長（原田安生君）

はい、ありがとうございます。挙手多数です。よって議案第65号『東栄町同報系・移動系防災行政無線設備及び映像配信システム整備工事請負契約について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第66号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第66号『小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい、失礼します。議案第 66 号 小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について。次のとおり物品売買契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年東栄町条例第 20 号）第 3 条の規定により議決する。令和元年 8 月 2 日提出、東栄町長 村上孝治。

記。1 契約の目的、小型動力ポンプ付積載車購入。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、8,440,274 円。4 契約の相手方、豊橋市西羽田町 5 番地、山佐産工株式会社、代表取締役 柘植学。以上でございます。

1 枚めくっていただきますと、これについても参考資料を添付してあります。4 番ですが、入札日同じく令和元年 7 月 30 日に行いました。7 番の指名業者ですが、4 社です。参加が 3 社、辞退が 1 社あります。請負率につきましては 96% でした。事業概要、納期限ですが、令和 2 年 1 月 28 日となっております。今回の小型動力ポンプ付積載車でございますが、第 2 分団第 3 班へ納入する予定でございます。今回オートマチック車ということで、初めてオートマチック車の購入をさせていただきます。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 66 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、7 番」の声あり）

はい、7 番。

7 番（伊藤紋次君）

小型動力ポンプの積載車の購入ということですが、落札率も 96% ということで適当な、順当な結果ではないかと思っておりますが、業者ですけど、だいたいこの事業というのはほとんど山佐産工さんが独占してやっておられるように感じますが、指名業者の中に鈴木自動車さんですか後藤商事さん、本田モータースさん等もあるわけですが、過去においてこの中のどこかが落札した経過があるかどうか、ちょっとお伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

小型動力ポンプ付積載車に関しましては、私が知る限り、他の業者さんが落札されたというのは聞いたことがございません。公用車ですかそういう他の車両につきましては、町内業者さんが落札されております。以上です。

（「議長、7 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7 番。

7 番（伊藤紋次君）

もう 1 点お願いしたいと思います。以前にもこのような事業があったように記憶しておりますけど、前回諸般のいろんな事情で納期が遅れたというのか、ちょっとそういうトラブルがあったことを記憶しておりますけど、今回は大丈夫ということで、納期の設定をされたと思えますけど、その辺いかかでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

前回は、車両自体が災害の関係でこちらの方へ優先的に車両を回したということで、納期が1カ月遅れました。今回の場合、180日を設定しておりますので、何とかこの期限に間に合わせていただくようにということで、期限を設定させていただきました。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他にありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。
続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第66号の件を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第66号『小型動力ポンプ付積載車物品売買契約について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第67号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第67号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。
（「議長、副町長」の声あり）
はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それではまず、予算書の方をお願いいたします。予算書の1ページをお開きください。議案第67号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第3号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年8月2日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町一般会計補正予算（第3号）。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,509,493千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、18款繰越金 補正額934千円。19款諸収入 補正額11千円。歳入合計945千円。計3,509,493千円。

歳出、2款総務費 補正額127千円。5款農林水産業費 補正額11千円、8款消防費 補正額

807 千円。歳出合計 945 千円。計 3,509,493 千円。

それでは、予算説明書により説明をさせていただきます。歳出からお願いいたします。説明書の 6 ページをお開きください。2 款 1 項 4 目財産管理費 15 節のカーポート撤去処理工事は、防災行政無線の親局を分庁舎裏に建設するにあたり、事業課が管理するホイローダーの車庫として利用しているカーポートを撤去することが生じたことによるものです。5 款 2 項 2 目林業振興費 19 節の水源林対策事業助成金は、本年度の事業料が確定したことに伴う助成金の増額です。8 款 1 項 4 目無線管理費 11 節の全国瞬時警報システム修繕費は、防災行政無線を自動で起動する機器が故障したため、機器を交換するものです。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。18 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正予算の財源の不足分を計上してあります。19 款 5 項 1 目雑入の水源林対策事業助成金は、額の確定による増額です。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 67 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。補正予算説明書の 4 ページから 7 ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（浅尾もと子君）

消防費の全国瞬時警報システム修繕費についてお尋ねなんですが、これってというのはいつ頃導入したものが今回壊れたということなんでしょうか。今後ともこういったふうに随時改修の必要があるものなんでしょうか。お願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

全国瞬時警報システムでございますが、すみません私資料を持ってきていないので、平成 23 年ぐらいから導入していると思います。すみません、間違えてたらごめんなさい。今回修繕は 2 回目になるんですが、たまたま Jアラートの自動起動 CPU ユニットというところが故障いたしましたして、これを修繕させていただいたという経過がございます。以上です。

議長（原田安生君）

よろしいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で宇質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 67 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 同意案第 4 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 6、同意案第 4 号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

同意案第 4 号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。令和元年 8 月 2 日提出、東栄町長 村上孝治。

住所 東栄町大字三輪字山ノ上田 47 番地 2、氏名 丸山敏江、生年月日 昭和 25 年 11 月 27 日。

選任理由、夏目勘十委員が令和元年 8 月 31 日をもって任期満了のため。

1 枚はねていただきまして、東栄町固定資産評価審査委員会委員。定員については 3 名です。任期については 3 年となっております。今回、選任させていただく丸山委員の任期につきましては、摘要欄にあります令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日となります。以上でございます。

議長（原田安生君）

同意案第 4 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で同意案第 4 号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。

本件に、同異することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第 4 号『固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件は同意されました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は、議了いたしました。

これをもちまして『令和元年第 4 回東栄町議会臨時会』を閉会いたします。

<閉会 9:45>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
